

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月24日

厚生労働大臣

衆議院予算委員会で指摘を受けた第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、以下のように対応する。

- 1 昨年12月15日の通知を受けて、裁定申請が出された者及び既に裁定が行われた者については、当面、対応を留保する（裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する）。
- 2 新たな裁定申請が提出された場合にも対応は留保する。
- 3 本件への今後の対応については、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定する。

以 上